

第546回 役員会議事要旨

- 1 日時 令和2年1月15日(水) 13:30～14:25
- 2 場所 特別会議室(事務局2階)
- 3 出席者 佐藤学長
吉澤企画担当理事, 渡邊総務担当理事, 伊藤教育担当理事, 郡研究担当理事, 石川社会連携担当理事
[陪席]
山内監事, 澁谷監事, 柏倉副学長, 神本学長特別補佐, 三浦総務部長, 木村財務部長, 小椋学務部長, 中西施設環境部長, 齊藤研究推進部長(兼)社会連携部長, 川村病院事務部長, 浅利学長戦略室企画調整役, 大川総務広報課長, 佐藤総務・秘書グループ係長, 齋藤総務・秘書グループ係長, 庄司人事課長, 長谷川社会連携課長, 金沢社会連携課長補佐, 加藤法人内部監査室長, 澤田法人内部監査室室長補佐, 工藤学長戦略室専門員, 村市財務企画課長, 坂本予算企画室長, 花田予算企画担当係長, 齋藤財務管理課長, 加藤財務管理課課長補佐
- 4 配付資料
 - 資料 1 国立大学法人弘前大学特別顧問名簿(案)【要回収】
 - 資料 2-1 国立大学法人弘前大学職員給与規程等の一部改正について
 - 資料 2-2 国立大学法人弘前大学職員給与規程新旧対照表(案1(令和元年度改正分))
 - 資料 2-3 国立大学法人弘前大学役員給与規程新旧対照表(案1(令和元年度改正分))
 - 資料 2-4 国立大学法人弘前大学職員の初任給, 昇格及び昇給等の基準に関する細則新旧対照表(案)
 - 資料 2-5 国立大学法人弘前大学期末手当, 勤勉手当及び期末特別手当支給細則新旧対照表(案1(令和元年度改正分))
 - 資料 2-6 国立大学法人弘前大学職員の勤勉手当成績率決定基準新旧対照表(案1(令和元年度改正分))
 - 資料 2-7 国立大学法人弘前大学契約職員等給与規程新旧対照表(案)
 - 資料 2-8 国立大学法人弘前大学職員給与規程新旧対照表(案2(令和2年4月改正分))
 - 資料 2-9 国立大学法人弘前大学役員給与規程新旧対照表(案2(令和2年4月改正分))
 - 資料 2-10 国立大学法人弘前大学期末手当, 勤勉手当及び期末特別手当支給細則新旧対照表(案2(令和2年4月改正分))
 - 資料 2-11 国立大学法人弘前大学職員の勤勉手当成績率決定基準新旧対照表(案2((令和2年4月改正分))
 - 資料 3-1 弘前大学被ばく医療総合研究所規程の一部改正について
 - 資料 3-2 弘前大学被ばく医療総合研究所規程新旧対照表(案)
 - 資料 4 地域創生本部の再編について
 - 資料 5 令和元年度内部監査結果報告書
 - 資料 6 平成30事業年度 組織評価の結果[確定]
 - 資料 7 弘前大学の令和2年度運営費交付金について
 - 資料 8-1 出張確認に係る手続きについて
 - 資料 8-2 学内活性化の抛出免除に関する申し合わせ

5 審議事項

○佐藤学長から, 12月23日開催の第544回の議事要旨(案)の確認が行われ, 原案どおり承認された。

審議 1 国立大学法人弘前大学特別顧問について

学長から, 資料1に基づき, 本学が指導及び助言を得る学外の有識者について, 令和2年2月1日から令和2年3月31日の任期で特別顧問としたいことの説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認された。

- 審議 2 国立大学法人弘前大学職員給与規程等の一部改正について
渡邊理事から、資料 2-1～2-11 に基づき、国立大学法人弘前大学職員給与規程等の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認され、経営協議会へ付議することとした。
- 審議 3 被ばく医療総合研究所規程の一部改正について
渡邊理事から、資料 3-1～3-2 に基づき、被ばく医療総合研究所規程の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認され、教育研究評議会へ付議することとした。
- 審議 4 地域創生本部の再編について
石川理事から、資料 4 に基づき、地域創生本部の再編について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

6 報告事項

- 報告 1 令和元年度内部監査の結果について
加藤法人内部監査室長から、資料5に基づき、令和元年度内部監査の結果について報告があった。
- 報告 2 平成30事業年度 組織評価の評価結果〔確定〕について
吉澤理事から、資料6に基づき、平成30事業年度組織評価の評価結果について、各部署から意見申し立てがなかったことから、12月9日の役員会で承認された内容で評価結果が確定したことについて報告があった。
- 報告 3 弘前大学の令和2年度運営費交付金について
渡邊理事から、資料7に基づき、弘前大学の令和2年度運営費交付金について報告があった。
- 報告 4 出張確認に係る手続きについて
渡邊理事から、資料8-1～8-2に基づき、出張確認に係る手続き及び学内活性化の抛出免除に関することについて報告があった。

以 上